

国語学者の金田一先生によれば、新しい辞書が発売されたとき、ライバル会社が真っ先に調べるのは「間」という言葉。なぜなら簡単な言葉ほど説明が難しいからだそうです。昨今は「伝える」スキルが注目されています。自社の商品やサービスを小学生にも分かるように伝えられたら最強の営業マンと言えそうですね。

いどばた散歩道

いちごの王国

事業所様応援サイト

<http://www.pc-kaikei.net/>



緊急事態宣言が今月 20 日まで延長されました。宣言下といっても慣れた感があり、昨春のような緊張感は無いように感じます。自分自身はもちろん、宣言延長により苦境が長引く事業者の方々のためにも、宣言の意味を理解し、事態が好転すべく行動をとりたいものです。

痛快! えだまめ君

画: さおり



知っとこ! 「税務のママ知識」

【2021年度の税制改正大綱について】

2021年度の税制改正の大綱が閣議決定されました。その中にはポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業については「デジタル技術を活用した企業変革を推進する」ための「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」が新たに創設されます。また申告書や届出書における押印の廃止、電子帳簿保存の簡素化などがあります。例えば、法人税においてはポストコロナに向けて産業競争力を強化するため、デジタル技術を活用した企業環境を構築すべく、社内に整備されているサーバーやソフトウェアなどをクラウドシステムに移行するための投資（ソフトウェア・機械装置・器具备品の取得）を行った場合に税額控除（5%・3%）または特別償却（30%）ができる措置が創設されます。また



整備面においては行政手続きで書類の押印義務が見直されます。そのため一部の例外を除いては、確定申告書や各種届出書についての押印が不要となります。さらに電子帳簿保存の簡素化については、従来は事前に必要だった税務署長の

承認が廃止されたり、信頼性の高い電子帳簿については過少申告加算税を5%軽減するといった刺激策が講じられます。今後、データの電子化がますます加速していくため、どこまでデジタル社会の実現に近づけるかが期待されることでしょう。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント : 【「人生 100 年」時代の商売】

「人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如くなり。一度生を得て、滅せぬもののあるべきか」。桶狭間の戦いの前夜、天下統一への第一歩を踏み出そうとしていた織田信長が謡い舞ったという「敦盛（あつもり）」



の有名な一節は、人の世の 50 年の歳月は天界の一日にしかあたらない、夢幻のようなものと解釈されています。人の世の時のはかなさを意味するこの一節が、信長の琴線に触れたのかもしれませんが。それから 460 年以上が経ち、今や「人生 100 年」の時代を私たちは生きています。人生の時間が長くなった分、何が変わったのでしょうか。お釈迦様にこんな逸話があります。あるときお釈迦様が弟子たちに尋ねました。「人生の長さがどのくらいあるか、お前たちは知っているか?」。弟子の 1 人が答えます。「50 年くらいでしょうか」。お釈迦様は首を横に

振りしました。「では、40 年くらいですか」。別の弟子の答えにもお釈迦様は首を横に振りします。「30 年」「20 年」「10 年」「1 年」弟子たちは次々と答え、最後に「1 時間」と答えてもお釈迦様は首を縦に振りません。

そしておもむろにこう言ったそうです。「ひと呼吸の間である」。つまり、人生とは一瞬だとお釈迦様は言いたかったのでしょうか。50 年であろうと 100 年であろうと、人生は一瞬、一瞬の積み重ねです。一瞬の累計が 50 年か 100 年かの違いだけで、今この瞬間を生きることに変わりはありません。「今」という一瞬に集中しようと思ったら、あれもこれもはできません。本質的な課題は何か。

その見極めは商売でも肝心要です。天界の時間に比べれば一瞬の幻に過ぎない人の世ですが、今できることに集中して、それが自分を含めた周囲の喜びや楽しみとなれば、それ以上に良いことはないでしょう。難しい問題をかかえているとしても、今できることをひとつずつやっていくことで困難を喜びに変えていく。そんな仕事を、そんな日々を積み重ねていけるのは、何にも増して豊かでありがたいことであると思うこの頃です。



トレンドを斬る!

PLASTICITY (プラスティシティ) は捨てられたビニール傘を再利用するファッションバッグのブランドです。リサイクルが難

しいビニール傘を解体し何層にも重ねてプレス加工した素材は、窓ガラスに流れる雨のような表情や独特の質感が特徴。トートや斜め掛けのサコッシュに製品化する、全ての工程に熟練した職人の技術を用いたメイドインジャパンです。プラスチックの廃棄問題が解決すれば「10 年後になくなるべきブランド」。本気の高品質がユーザーに迫ります。



今月のお知らせ

令和 3 年度 住民税の特別徴収について

5 月に市役所より送付された「個人住民税の特別徴収」書類に基づき、6 月給与から新年度分の住民税を徴収し、翌月 10 日までに納付して下さい。

※6 月と 7 月以降で徴収額が異なる場合があります

柳田会計事務所

〒671-2579

兵庫県宍粟市山崎町門前 19-7

電話 : 0790-62-8881 FAX : 0790-62-8885

URL : <http://www.yanagita.net>

MAIL : m-yanagita@nifty.com